

6. 連合大阪リビングウェイジの取り組みについて

すべての労働者が、最低限の生活ができる賃金水準を実現するためには、社会的な水準規制が必要となる。そのため賃金の底支えと格差是正、非典型労働者の労働条件決定への関与、法定最低賃金の水準論議にも深く寄与する“大阪におけるリビングウェイジ額(連合大阪リビングウェイジ)”を策定する。

「連合大阪リビングウェイジ」は、パート・最賃委員会、執行委員会等の論議を経て確定し、パート労働者を含む全従業員対象とする企業内最低賃金協定締結の際の水準額とするなど、さまざまな場面で活用を進める。

(1) 最低生計費を試算するにあたって

労働者の最低生計費は、以下の3条件を満たす必要があると考え、そのために必要な生活必需品・サービスをマーケットバスケット方式で算出する。

- ①健康で文化的な最低限度の生活ができる
- ②労働力の再生産に必要な最低限度の生活ができる
- ③最低限度の社会的体裁が保持できる

(2) 基本的な条件設定

①選定地：大阪府寝屋川市

(人口10万人以上の都市、および「住宅・土地統計調査」〈H15〉における大阪府の推定平均年収に近い自治体から選定)

②価格調査等の調査時期および地点：

(ア)価格調査は、2007年12月にJoshin寝屋川店、Jusco寝屋川店などで実施

(イ)借家家賃調査は、2007年12月期の募集情報などを中心に実施

(ウ)公共料金は、2008年1月時点の寝屋川市内での料金

③設定世帯：「連合リビングウェイジ」設定に準ずる

1人世帯 成人男子

2人世帯 成人男子+男子小学生

3人世帯 夫婦+男子小学生、成人男子+女子中学生+男子小学生

4人世帯 夫婦+女子中学生+男子小学生、夫婦+男子高校生+女子中学生

(3) 調査項目：「連合リビングウェイジ」設定に準ずる

具体的には、人間が生命を維持し、労働者として健康に働き続けるための基本となる衣食住と保健(「食料費」「住宅費」「水道・光熱費」「家事・家具用品費」「被服・履物費」「保健医療費」など)、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的なつながりのための費用(「交通・通信費」「交際費などその他費用」など)、労働力の再生産費用(「教育費」など)、その他健康で文化的な最低限度の生活のために必要な費用(「教養・娯楽費」など)の費目ごとに、世間の実態を踏まえつつ、必要最低限の費用を試算する。

①連合本部の推定値・HPなどを活用しての試算

- (ア)「食料費」：エネルギー所要量・必要栄養素と品目別食料消費量から推計した。
- (イ)「水道・光熱費」：水道、ガス、電気、灯油について日常的な生活で考えられる使用量を推計し、それぞれの料金設定で費用を推計した。
- (ウ)「保健・医療費」
： 「健康な生活」をするために必要と思われる保健医療に関する自己負担分を推計した。健康状態により必要なものは大きく左右されるが、ここでは、長期入院を必要とする病気や怪我をしないものと想定している（そうした危険に備えるために民間の医療保険に加入することとしている）。
医薬品、保健医療用品・器具は、一般家庭における常備薬・器具と思われる品目について積み上げる。保健医療サービスは、「一人当たりの自己負担額」（総務省「家計調査」：全勤労世帯）を参考に設定した。
- (エ)「交通・通信費」
： 交通費については、家賃設定の条件に近い地理的条件を想定して、必要額を設定した。できるだけ、徒歩もしくは自転車を使うこととした。自転車は一人1台保有と設定した。自家用車(中古車)は、丸5年使用の1500ccクラス乗用車を車検付きで購入と設定した。
通信費については、単身世帯は携帯電話のみ。2人以上世帯は、固定電話と携帯電話1台で設定した。通話料などは、総務省「家計調査」から推計した。郵便料金も、総務省「家計調査」から推計した。
- (オ)「教育費」
： 文部科学省「子供の学習費調査報告書」に基づき、「ほぼ義務的に支出する必要があるもの」を積み上げた。教材費、PTA会費などは、公立の小中高校の平均値をとった。
- (カ)「教養娯楽費」
： 教養娯楽では、一つの典型的な例示（成人は水泳、学生はバスケット・サッカー靴を加えてものをモデルに）で設定、レジャー関係費や帰省費は総務省「家計調査」から推計した。
- (キ)「交際費などその他費用」
： 理美容関係は理髪代を、世帯用理美用品(シャンプーや石けんなど)と個人用理美用品(ヘアートニック、化粧水など)は品目の価格を調査、社会的交際費やこづかいは、総務省「家計調査」から推計した。
- (ク)「保険料」：全労済「こくみん共済」(医療タイプ)で設定した。

②調査地での実地調査からの試算

- (ア)「住居費」：住宅情報や不動産屋から調査(管理費込)
- (イ)「家具・家事用品(耐久財・室内装飾品・照明器具・寝具・台所用品・調理用品・食器・玄関用品・洗濯関係・裁縫掃除道具・風呂用品・消耗品など)」
： 一般的な生活をするために最低限必要と思われる家具・家事用品を積み上げた。耐久消費財については、洗濯機や冷蔵庫、掃除機、電子レンジ、エアコンなど、生活保護基準(普及率70%)を目安に算定した(家電リサ

イクル法の対象品目には、リサイクル料金を上乗せ計算)。

各品目の価格は、価格調査に基づき、設定。価格に幅のあるものについては、「低価格でよく売れているもの」を中心に設定。

(ウ)「被服・履物」

： 社会的体裁を保ち、一般的な生活をするために最低限必要と思われる被服・履物を積み上げた。成人男女用の被服・履物は、30～40歳台の層において、子供用の被服・履物は、各想定年齢において、「低価格でよく売れているもの」を中心に設定した。

クリーニングは、自宅での洗濯が難しいのものについて設定した。

(4) 調査結果：別紙のとおり

(5) 連合大阪リビングウェイジ設定金額：時間額 870円

<根拠：単身男性の最低生計費 1,805,000円 ÷ 年間労働時間(週40時間×52週)>

(6) 今後について

連合リビングウェイジが2008年度中に改定される予定である。連合全体としてリビングウェイジの算出方法が統一されれば、その時点で金額の修正を図ることとする。

なおその際は、府域で複数自治体におけるリビングウェイジの算出を検討したい。

以上

<「第1回パート・最賃委員会 第1回パート共闘会議」確認事項/080118>

1. 連合大阪パート共闘会議での08春季生活闘争取り組み事項

(1) 企業内最低賃金の取り組み

① 全従業員を対象とした企業内最低賃金を締結する。

② 協定化にあたっては、連合大阪リビングウェイジ額(時間額870円)以上をめざす。

(2) 均等・均衡待遇実現の取り組み

各構成組織は、人事処遇制度などの均等・均衡待遇の実現をめざし、改正パートタイム労働法も活用しつつ、下記の各課題について取り組む。

① パートタイム労働者固有の制度を整備する課題

(例：正社員への転換制度の導入、就業規則の整備など)

② 働き方に関係なく全員に適用される労働条件

(例：休日・休暇制度、通勤手当など)

③ 時間比例を考慮しながら整備する課題

(例：職務関連手当・一時金など)

とくに、下記の課題については、改正パートタイム労働法を上回る要求として積極的に取り組む。

通勤手当…正社員と支給基準を同様とする。

慶弔休暇…正社員と付与基準を同様とする。

人事制度…正社員への転換制度の導入。

以上